

○国土交通省告示第四百十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

平成三十一年三月二十六日

国土交通大臣 石井 啓一

第1 起業者の名称 国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社

第2 事業の種類

1 国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社起業に係る事業

高速自動車国道東関東自動車道水戸線新設工事（茨城県潮来市延方字延方前地内から同市古高地内まで、同市築地字川尾地内から同県行方市青沼字原田地内まで、同市中根字中峰地内から同県鉾田市野友字大峰地内まで及び同市塔ヶ崎字塙下地内から同市当間字久保向地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに市道付替工事

2 東日本高速道路株式会社起業に係る事業

- (1) 高速自動車国道東関東自動車道水戸線潮来インターチェンジ改築工事（茨城県潮来市延方字延方前地内）
- (2) 高速自動車国道東関東自動車道水戸線鉾田インターチェンジ改築工事（茨城県鉾田市秋山字外カナクソ地内から同市当間字久保向地内まで）

第3 起業地

1 第2の1に係る事業

- (1) 収用の部分 茨城県潮来市延方字延方前、字徳島、字米島及び字福島、前川字前川、延方西、小泉南、小泉、古高、築地字川尾、字大橋、字島平、字永角、字貝塚、字平、字宮脇、字長作、字坊内、字ムクリ山、字伴定免及び字北ノ前、島須字牛ノ尾、字赤須山、字新堀、字柁山、字池下及び字今林、茂木字大入、字姉山、字広町、字清水田、字炭釜、字宮下、字一本椎、字赤羽根及び字藤井場並びに清水字貝ヶ倉、字原、字原田、字新田、字茂内、字ト山、字北谷及び字原山地内

茨城県行方市石神字水喰台、字俵久保、字水養、字原、字鱒沢、字栗山、字丹後山、字丹後谷、字頃内台及び字大谷、青沼字十三仏、字中林及び字原田、中根字中峰、字城田峰続、字城田、字笠松及び字不面洗、南高岡字羽鳥、字服部、字羽鳥久保、字山ノ下、字榎下、字溝添、字花立、字根サキ、字根崎、字屋敷、字堤添及び字町田、北高岡字川中、字塔ノ下、字殿田、字帰り田、字川島、字後久保、字中城、字石橋、字石橋谷、字石塚、字前発句、字向山、字小幡境、字堂目木及び字堂目木境向、小幡字萩ノ台塚、字北高岡塚、字堂目木、字堂目木発句及び字トンヒン塚、内宿字やふく及び字殿山、両宿字殿山、字長田、字中峰、字湯神楽、字大ノ田、字猫平、字日暮、字五灵平、字五灵、字古宿台、字宮久保、字仏坂、字宮下、字南、

字中川、字神明、字大六、字広畑、字山王、字坂下、字植松及び字武蔵野、次木字栗生前、字栗生、字栗生谷、字栗生台及び字式番久保並びに長野江字武蔵野、字新田添、字道城窪、字原口及び字津辻沢地内

茨城県銚田市串挽字土手添、字堀之内及び字津しか沢、野友字梶橋及び字大峰、塔ヶ崎字塙下、字川崎、字狐塚、字押越、字上ノ谷、字岡及び字原、飯名字原山、字六十塚、字寄居道、字新里道及び字次郎右エ門荒匂、秋山字外カナクソ及び字ドウメキ並びに当間字大木戸及び字久保向地内

- (2) 使用の部分 茨城県潮来市延方字延方前、字徳島、前川字前川、延方西、小泉南、小泉、古高、島須字新堀、茂木字姉山、字宮下及び字一本椎並びに清水字ト山及び字北谷地内

茨城県行方市中根字城田峰続、字笠松及び字城田、南高岡字町田、北高岡字川中及び字塔ノ下、両宿字南、字中川、字神明及び字大六並びに次木字栗生地内

茨城県銚田市串挽字堀之内及び塔ヶ崎字塙下地内

2 第2の2(1)に係る事業

- (1) 収用の部分 茨城県潮来市延方字延方前及び字福島地内

- (2) 使用の部分 なし

3 第2の2(2)に係る事業

- (1) 収用の部分 茨城県銚田市秋山字外カナクソ、字ドウメキ及び字井戸久保並びに当間字久保向地内

- (2) 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

- (1) 第2の1に係る事業

「高速自動車国道東関東自動車道水戸線新設工事及びこれに伴う附帯工事並びに市道付替工事」(以下「本件東関東道新設事業」という。)は、茨城県潮来市延方字延方前地内の潮来インターチェンジから銚田市当間字久保向地内の銚田インターチェンジまでの延長31.1kmの区間(以下「本件東関東道新設事業区間」という。)における高速自動車国道新設工事及びこれに伴う附帯工事並びに市道付替工事であり、申請に係る事業は、本件東関東道新設事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件東関東道新設事業のうち、「高速自動車国道東関東自動車道水戸線新設工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号に掲げる高速自動車国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事として行う工事中用道路兼施工ヤードの設置工事は、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。

(2) 第2の2(1)に係る事業

「高速自動車国道東関東自動車道水戸線潮来インターチェンジ改築工事」（以下「本件潮来インターチェンジ改築事業」という。）は、茨城県潮来市延方字延方前地内の延長0.3kmの区間（以下「本件潮来インターチェンジ改築事業区間」という。）における高速自動車国道改築工事である。

本件潮来インターチェンジ改築事業は、道路法第3条第1号に掲げる高速自動車国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

(3) 第2の2(2)に係る事業

「高速自動車国道東関東自動車道水戸線銚田インターチェンジ改築工事」（以下「本件銚田インターチェンジ改築事業」という。）は、茨城県銚田市秋山字外カナクソ地内から当間字久保向地内までの延長0.4kmの区間（以下「本件銚田インターチェンジ改築事業区間」という。）における高速自動車国道改築工事である。

本件銚田インターチェンジ改築事業は、道路法第3条第1号に掲げる高速自動車国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件東関東道新設事業、本件潮来インターチェンジ改築事業及び本件銚田インターチェンジ改築事業（以下3つの事業をあわせて「本件事業」という。）は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

(1) 第2の1に係る事業

本件東関東道新設事業は、国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社による公共事業・有料道路事業合併施行方式により建設するものであるが、高速自動車国道の新設については、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第6条の規定により国土交通大臣が行うものであること、また、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路の新設については、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第2条第4項に規定する会社は、同法第3条第1項の規定により、

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）と独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号。以下「機構法」という。）第13条第1項に規定する協定を締結し、国土交通大臣の許可を受けて行うことができるとされているところ、東日本高速道路株式会社は、本件東関東新設事業について、平成29年3月31日付けで機構と本件東関東新設事業区間の新設に関する協定を締結し、同日付けで国土交通大臣から同区間の新設に関する許可を受けていること、起業者である国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社は、既に本件東関東新設事業を開始していることなどの理由から、起業者である国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社は、本件東関東新設事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

(2) 第2の2(1)に係る事業

道路整備特別措置法第2条第4項に規定する会社は、同法第3条第1項の規定により、機構と機構法第13条第1項に規定する協定を締結し、国土交通大臣の許可を受けて高速道路株式会社法第2条第2項に規定する高速道路を改築することができるのとされているところ、東日本高速道路株式会社は、本件潮来インターチェンジ改築事業について、平成29年3月31日付けで機構と本件潮来インターチェンジ改築事業区間の改築に関する協定を締結し、同日付けで国土交通大臣から同区間の改築に関する許可を受けていること、既に本件潮来インターチェンジ改築事業を開始していることなどの理由から、起業者である東日本高速道路株式会社は、本件潮来インターチェンジ改築事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

(3) 第2の2(2)に係る事業

道路整備特別措置法第2条第4項に規定する会社は、同法第3条第1項の規定により、機構と機構法第13条第1項に規定する協定を締結し、国土交通大臣の許可を受けて高速道路株式会社法第2条第2項に規定する高速道路を改築することができるのとされているところ、東日本高速道路株式会社は、本件銚田インターチェンジ改築事業について、平成29年3月31日付けで機構と本件銚田インターチェンジ改築事業区間の改築に関する協定を締結し、同日付けで国土交通大臣から同区間の改築に関する許可を受けていること、既に本件銚田インターチェンジ改築事業を開始していることなどの理由から、起業者である東日本高速道路株式会社は、本件銚田インターチェンジ改築事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

高速自動車国道東関東自動車道水戸線（以下「本路線」という。）は、東京都練

馬区を起点とし、茨城県水戸市に至る延長約172kmの路線である。

本路線が通過する潮来市、行方市及び鉾田市は、れんこん、ちんげんさい等をはじめとした農産物が生産されるなど、農業が盛んな地域である。また、潮来市の南東に位置する鹿嶋市及び神栖市は鹿島臨海工業地帯を擁し、鹿嶋市は鉄鋼業、神栖市は化学工業等が盛んな地域である。これらの地域で生産された農産物及び製造された工業製品は、一般国道51号等を利用して県内外へ輸送されている。

しかしながら、本件東関東新設事業区間、本件潮来インターチェンジ改築事業区間及び本件鉾田インターチェンジ改築事業区間（以下3つの区間をあわせて「本件区間」という。）に対応する主要幹線道路である一般国道51号（以下「現道」という。）は、物流等による通過交通に広く利用されるとともに、周辺に店舗、公共施設、住居等が存していることなどから、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通とがふくそうし、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

平成29年11月に起業者が実施した交通量調査によると、現道の自動車交通量は、鉾田市汲上地内で14,163台/日、鹿嶋市清水地内で14,959台/日であり、混雑度はそれぞれ1.29、1.26となっている。

本件事業の完成により、既に供用済みである本路線の他区間と接続し、高速自動車国道北関東自動車道と連絡することで、茨城県内外の各都市を結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性が向上し、物流の効率化等に寄与するとともに、本件区間が現道の通過交通等を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である茨城県知事が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）等に基づき、平成8年11月及び平成20年10月に大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、それらの結果によると、大気質等については環境基準等を満足すると評価されており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置等により環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び上記の評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成30年5月等に環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて任意で上記の評価の照査を実施したところ、大気質等については環境基準等を満足するとされており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、上記の評価等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物に

については環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているホトケドジョウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているトゲアリ、マルタニシ等、準絶滅危惧として掲載されているコオイムシ、ドジョウ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているジョウロウスゲ、カワゴケ及びノダイオウ、準絶滅危惧として掲載されているナガエミクリその他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。本件事業がこれらに及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない又は小さいと予測されている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が10箇所存在するが、このうち5箇所については既に発掘調査が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る5箇所についても茨城県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本体事業、本件潮来インターチェンジ改築事業及び本件鉾田インターチェンジ改築事業は、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第3級の規格に基づき2車線の高速自動車国道を新たに建設するとともに、本体事業と本路線の供用済み区間を連結するためのインターチェンジを改築する事業であり、これらの事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業、本件潮来インターチェンジ改築事業及び本件鉾田インターチェンジ改築事業の事業計画は、潮来市区間及び行方市区間については、平成20年10月27日に都市計画決定された都市計画と、鉾田市区間については、平成8年12月9日及び平成20年10月27日に都市計画決定された都市計画と、それぞれ車線数、のり面等を除き基本的内容について整合しているものであり、4車線の事業として都市計画決定された区域の範囲を基本に、移転対象物件数、事業費等の社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行箇所が決定されていることから、適切なものと認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事及び関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利

用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、茨城県内外の各都市を結ぶ広域的な高速交通ネットワークを整備することにより物流の効率化等を図るとともに、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、一般国道51号沿線の自治体の長等からなる東関東自動車道水戸線潮来～鉾田間建設促進期成同盟会から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 茨城県潮来市役所、行方市役所及び鉾田市役所

第6 収用又は使用の手続が保留される起業地

1 第2の1に係る事業

茨城県潮来市延方字延方前、字米島及び字福島、前川字前川、延方西、古高、島須字新堀、築地字川尾、字大橋、字島平、字永角、字貝塚、字平、字宮脇、字長作、字坊内、字ムクリ山、字伴定免及び字北ノ前、島須字牛ノ尾、字赤須山、字新堀、字柊山、字池下及び字今林、茂木字大入、字姉山、字広町、字清水田、字炭釜、字宮下、字一本椎、字赤羽根及び字藤井場並びに清水字貝ヶ倉、字原、字原田、字新田、字茂内、字ト山、字北谷及び字原山地内

茨城県行方市石神字水喰台、字俵久保、字水養、字原、字鱒沢、字栗山、字丹後山、字丹後谷、字頃内台及び字大谷、青沼字十三仏、字中林及び字原田、中根字中峰、字城田峰続、字城田、字笠松及び字不面洗、南高岡字羽鳥、字服部、字羽鳥久保、字山ノ下、字榎下、字溝添、字花立、字根サキ、字根崎、字屋敷、字堤添及び字町田、北高岡字川中、字塔ノ下、字殿田、字帰り田、字川島、字後久保、字中城、字石橋、字石橋谷、字石塚、字前発句、字向山、字小幡境、字堂目木及び字堂目木境向、小幡字萩ノ台塚、字北高岡塚、字堂目木、字堂目木発句及び字トンヒン塚、内宿字やふく及び字殿山、両宿字殿山、字長田、字中峰、字湯神楽、字大ノ田、字猫平、字日暮、字五灵平、字五灵、字古宿台、字宮久保、字仏坂、字宮下、字南、字中川、字神明及び字武蔵野並びに長野江字武蔵野、字新田添、字道城窪、字原口及び字津辻沢地内

茨城県鉾田市串挽字土手添、字堀之内及び字津しか沢並びに野友字梶橋及び字大峰地内

2 第2の2(1)に係る事業

なし

3 第2の2(2)に係る事業

なし